

目次

## 民事執行法

第一章 総則	第一節 総則（第一条—第二十一条の二）
第二章 強制執行	第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行
第三章 不動産に対する強制執行	第一款 不動産に対する強制執行
第四章 債権及びその他の財産権に対する強制執行	第二目 強制競売（第四十五条—第九十条）
第五章 船舶に対する強制執行	第三目 強制管理（第九十三条—第一百十一条）
第六章 動産に対する強制執行	第二款 船舶に対する強制執行（第一百十二条—第一百二十二条）
第七章 債権執行等	第三款 動産に対する強制執行（第一百二十二条—第一百四十二条）
第八章 強制執行	第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行
第九章 債権執行等	第一目 債権執行等（第一百四十三条—第一百六十七条）
第十章 債権執行（第一百六十八条—第一百六十九条）	第二目 少額訴訟債権執行（第一百六十七条—第一百六十七条）
第十一章 債権の支払を目的としない請求権についての強制執行（第一百六十八条）	第三節 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行（第一百六十九条）
第十二章 担保権の実行としての競売等	第三章 担保権の実行としての競売等（第一百八十条—第一百九十五条）
第十三章 債務者の財産状況の調査	第四章 債務者の財産状況の調査
第十四章 財産開示手続（第一百九十六条—第二百三十三条）	第五章 罰則（第二百十二条—第二百十五条）
第十五章 罰則（第二百十二条—第二百十五条）	附則
第十六章 総則（趣旨）	第一章 総則

第一条 強制執行、担保権の実行としての競売及び民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十一年法律第四十八号）その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産状況の調査（以下「民事執行」と総称す）	（執行裁判所）	か、この法律の定めるところによる。
	（執行機関）	（執行裁判所が行う民事執行に関してはこの法律の規定により執行処分を行うべき裁判所をもつて、執行官が行う執行処分に関してはその執行官が行う）
	（執行官）	（執行官が行う民事執行は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う執行処分をもつて執行裁判所をもつて、執行官が行う執行処分に関してはその執行官が行う）
	（執行抗告）	（執行裁判所の所属する地方裁判所をもつて執行裁判所とする）
	（執行抗告）	（執行裁判所のする裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。）

第一条 強制執行、担保権の実行としての競売及び民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十一年法律第四十八号）その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産状況の調査（以下「民事執行」と総称す）	（審尋）	（第五条 執行裁判所は、執行処分をするに際し、必要があると認めるときは、利害関係を有する者その他参考人を審尋することができる。）
	（執行官等の職務の執行の確保）	（第六条 執行官は、職務の執行に際し抵抗を受けたときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。ただし、第六十四条の二第五項（第一百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づく職務の執行については、この限りでない。）
	（執行抗告）	（第七条 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行う者（以下「執行官等」という。）は、人の住居に立ち入つて職務を執行するに際し、住居主、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに出会わないときは、市町村の職員、警察官その他証人として相当と認められる者を立ち会わせなければならない。執行官が前条第一項の規定により威力を用い、又は警察上の援助を受けるときも、同様とする。）
	（休日又は夜間の執行）	（第八条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。）
	（執行抗告）	（第九条 執行官等は、職務の執行に当たり、前項の規定により許可を受けたことを証する文書を提示しなければならない。）

第一条 強制執行、担保権の実行としての競売及び民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十一年法律第四十八号）その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産状況の調査（以下「民事執行」と総称す）	（身分証明書等の携帯）	（身分証明書等の携帯）
	（執行抗告）	（第九条 執行官等は、職務を執行する場合には、その身分又は資格を証する文書を携帯し、利害関係を有する者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。）
	（執行抗告）	（第十条 民事執行の手続に関する裁判に対しても、特別の定めがある場合に限り、執行抗告をしてしなければならない。）
	（執行抗告）	（第十一条 執行裁判所の執行処分で執行抗告をすることができないものに対しては、執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。執行官の執行処分及びその遅延に対しても、同様とする。）
	（取消決定等に対する執行抗告）	（第十二条 民事執行の手続を取り消す旨の決定に対しては、執行抗告をすることができる。民事執行の手続を取り消す執行官の処分に対する執行異議の申立てを却下する裁判又は執行官に民事執行の手続の取消しを命ずる決定に対しても、同様とする。）
	（前条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による申立てがあつた場合について準用する。）	（第十三条 民事訴訟法第五十四条第一項の規定により訴訟代理人となることができる者以外の者は、執行裁判所での手続については、訴え又は執行抗告に係る手続を除き、執行裁判所の許可を受けて代理人となることができる。）
	（前項の規定により執行抗告をすることができる裁判は、確定しなければその効力を生じない。）	（第十四条 執行裁判所に対し民事執行の申立てをするときは、申立て人は、民事執行の手続に必要な費用として裁判所書記官の定める金額を予納しなければならない。予納した費用が不足する場合において、裁判所書記官が相当の期間を定めてその不足する費用の予納を命じたときも、同様とする。）
	（前項の規定による裁判所書記官の処分に対しても、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、執行裁判所に異議を申し立てることができる。）	（第十五条 第一項の規定による裁判所書記官の処分は、確定しなければその効力を生じない。）
	（前項の規定による裁判所書記官の処分に対しても、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、執行裁判所に異議を申し立てることができる。）	（第十六条 申立て人が費用を予納しないときは、執行裁判所は、民事執行の申立てを却下し、又は民事執行の手続を取り消すことができる。）

前項の規定により申立てを却下する決定に対する執行抗告ができる。(担保の提供)

**第十五条** この法律の規定により担保を立てるに当と認める有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債務を含む。)を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。

2 民事訴訟法第七十七条、第七十九条及び第十条の規定は、前項の担保について準用する。  
(期日の呼出しの特例)  
第十五条の二 民事執行の手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他の相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他の期日の不遵守による不利益を帰すことができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(送達の特例)

**第十六条** 民事執行の手続について、執行裁判所に対し申立て、申出若しくは届出をし、又は執行裁判所から文書の送達を受けた者は、送達を受けるべき場所(日本国内に限る。)を執行裁判所に届け出なければならない。この場合においては、送達受取人をも届け出ることができる。

3 第一項前段の規定による届出をしない者は(前項において準用する民事訴訟法第四百四条第三項に規定する者を除く。)に対する送達は、事件の記録に表れたその者の住所、居所、営業所又は事務所においてする。

4 前項の規定による送達をすべき場合において、第二十条において準用する民事訴訟法第四百六条の規定により送達をすることができないと

きは、裁判所書記官は、同項の住所、居所、営業所又は事務所に宛てて、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるものに付して発送することができる。この場合においては、民事訴訟法第七十七条第二項及び第三項の規定を準用する。

5 民事執行の手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(民事執行の事件の記録の閲覧等)

第十七条 執行裁判所の行う民事執行については、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

(官庁等に対する援助請求等)

第十八条 民事執行のため必要がある場合には、執行裁判所又は執行官は、官庁又は公署に対し、援助を求めることができる。

2 前項に規定する場合には、執行裁判所又は執行官は、民事執行の目的である財産(財産が土地である場合にはその上にある建物を、財産が建物である場合にはその敷地を含む。)に対し、課される租税その他の公課について、所管の官庁又は公署に対し、必要な証明書の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、民事執行の申立てをしようとする者がその申立てのため同項の証明書を必要とする場合について準用する。

(記録事項証明書の提出等の省略)

第十九条の二 民事執行の手続における申立てその他の申立て(以下「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされるものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してもうを含む。)につれてするものとされているものであつて、最高裁判所の定めによる裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申立て等をする者については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申立て等をする者に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものという。以下同じ。)を提出し、又は提示すべき者は、その提出又は提示に代えて、當該各

号に掲げるものに係る事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができる。この場合において、当該者は、当該記録事項証明書を提出し、又は提示したものとみなす。

一 裁判

二 裁判所書記官の処分

三 裁判上の和解又は調停

四 前三号に掲げるもののほか、確定判決と同一の効力を有するもの

五 第二十二条第二号から第四号の二までに掲げる債務名義が訴えの取下げその他の事由により効力を失つたことを証する電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために民事訴訟法第六十条第一項(他の法令において準用する場合を含む。)その他の法令の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。第三十九条第一項第四号及び第四号の二並びに第六十七条の二第一項第四号において同じ。)

6 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

7 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(裁判書)

第十九条の三 民事執行の手続に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判所を記載しなければならない。

2 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

(民事訴訟法の準用)

第二十条 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続においては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定

(同法第七十七条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百零一条、第一編第五章第四節第三款、第一百一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十九条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十一条第二項、第一百八十五条第三項、第一百五十二条第二項、第一百五十五条第二項、第二百二十七第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表第一の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲

定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の規定に係る電子計算機に備えられた

ファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載すること)を有するものについては、当該申立て等を有する者は、当該法令の規定にかかるべく、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定める措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

6 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

7 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

8 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

9 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

10 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

11 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

12 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

13 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

14 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

15 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

16 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

17 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

18 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

19 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

20 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

21 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

22 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

23 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

24 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

25 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

26 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

27 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

28 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

29 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

30 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

31 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

32 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。

33 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定する場合を含む。)その他の法令の規定によつて、最高裁判所規則で定めるものとみなす。



困難とする特別の事情がある場合において、債権者がこれらを証する文書又は電磁的記録を提出したときに限り、債務者を特定しないで、付与することができる。

一 債務名義が不動産の引渡し又は明渡しの請求権を表示したものであり、これを本案とす  
る占有移転禁止の仮処分命令（民事保全法（平成元年法律第九十一号）第二十五条の二第一項に規定する占有移転禁止の仮処分命令）をいう。が執行され、かつ、同法第六十二条第一項の規定により当該不動産を占有する者に対して当該債務名義に基づく引渡し又は明渡しの強制執行をすることができるものであること。

二 債務名義が強制競売の手続（担保権の実行としての競売の手続を含む。以下この号において同じ。）における第八十三条第一項本文（第一百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「引渡命令」という。）であり、当該強制競売の手続において当該引渡命令の引渡義務者に対し次のいかんまでのいずれかの保全処分及び公示保全処分（第五十五条第一項に規定する公示保全処分をいう。以下この項において同じ。）が執行され、かつ、第八十三条の二第一項（第一百八十七条第五項又は第一百八十八条において準用する場合を含む。）の規定により当該不動産を占有する者に対して当該引渡命令に基づく引渡しの強制執行をすることができるものであること。

イ 第五十五条第一項第三号（第一百八十八条において準用する場合を含む。）に掲げる保全処分及び公示保全処分（第一百八十七条第一項第三号（第一百八十八条において準用する場合を含む。）に掲げる

ハ 第百八十七条第一項に規定する保全処分又は公示保全処分（第五十五条第一項第三号に掲げるものに限る。）

前項の執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行は、当該執行文の付与の日から四週間を経過する前であつて、当該強制執行において不動産の占有を解く際にその占有者を特定することができる場合に限り、付与することができる。

五 第二項の規定により付与された執行文については、前項の規定により当該執行文の付された

債権者がこれらを証する文書又は電磁的記録を提出したときに限り、債務者を特定しないで、付与することができる。

一 債務名義が不動産の引渡し又は明渡しの請求権を表示したものであり、これを本案とす  
る占有移転禁止の仮処分命令（民事保全法（平成元年法律第九十一号）第二十五条の二第一項に規定する占有移転禁止の仮処分命令）をいう。が執行され、かつ、同法第六十二条第一項の規定により当該不動産を占有する者に対して当該債務名義に基づく引渡し又は明渡しの強制執行をすることができるものであること。

二 債務名義が強制競売の手続（担保権の実行としての競売の手続を含む。以下この号において同じ。）における第八十三条第一項本文（第一百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「引渡命令」という。）であり、当該強制競売の手続において当該引渡命令の引渡義務者に対し次のいかんまでのいずれかの保全処分及び公示保全処分（第五十五条第一項に規定する公示保全処分をいう。以下この項において同じ。）が執行され、かつ、第八十三条の二第一項（第一百八十七条第五項又は第一百八十八条において準用する場合を含む。）の規定により当該不動産を占有する者に対して当該引渡命令に基づく引渡しの強制執行をすることができるものであること。

（債務名義等の送達）

**第二十九条** 強制執行は、債務名義若しくは確定により債務名義となるべき裁判の正本若しくは譲本又はその債務名義若しくは裁判に係る電磁的記録が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されたときに限り、開始することができる。

（執行）

**第三十条** 請求が確定期限の到来に係る場合においては、強制執行は、その期限の到来後に限り、開始することができる。

2 担保を立てることを強制執行の実施の条件とする債務名義による強制執行は、債権者が担保を立てたことを証する文書を提出したときに限り、開始することができる。

（反対給付又は他の給付の不履行に係る場合の強制執行）

**第三十一条** 債務者の給付が反対給付と引換えすべきものである場合においては、強制執行は、債権者が反対給付又はその提供のあつたことを証明したときに限り、開始することができる。

（債務名義等の送達）

**第二十九条** 強制執行は、債務名義若しくは確定により債務名義となるべき裁判の正本若しくは譲本又はその債務名義若しくは裁判に係る電磁的記録が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されたときに限り、開始することができる。

（執行）

**第三十条** 請求が確定期限の到来に係る場合においては、強制執行は、その期限の到来後に限り、開始することができる。

2 担保を立てることを強制執行の実施の条件とする債務名義による強制執行は、債権者が担保を立てたことを証する文書を提出したときに限り、開始することができる。

（反対給付又は他の給付の不履行に係る場合の強制執行）

**第三十一条** 債務者の給付が反対給付と引換えすべきものである場合においては、強制執行は、債権者が反対給付又はその提供のあつたことを証明したときに限り、開始することができる。

（執行文付与の訴え）

**第三十二条** 執行文の付与の申立てに関する処分に対する申立ては、裁判所書記官の処分にあつてはその公証人の役場の所在地を管轄する地方裁判所に異議を申し立てることができる。

（執行文の再度付与等）

**第二十八条** 執行文は、債権の完全な弁済を得るために執行文の付された債務名義の正本が数通必要であるとき、又はこれが滅失したときに限り、更に付与することができる。

2 前項の規定は、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促の正本又は記録事項証明書を更に交付する場合について準用する。

（執行文付与の訴え）

**第三十二条** 執行文の付与の申立てに関する処分に対する申立ては、裁判所書記官の処分にあつてはその公証人の役場の所在地を管轄する地方裁判所に異議を申し立てることができる。

（執行文の再度付与等）

**第二十八条** 執行文は、債権の完全な弁済を得るために執行文の付された債務名義の正本が数通必要であるとき、又はこれが滅失したときに限り、更に付与することができる。

2 前項の規定は、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促の正本又は記録事項証明書を更に交付する場合について準用する。

（執行文付与に対する異議の訴え）

**第三十四条** 第二十七条の規定により執行文が付与された場合において、債権者の証明すべき事實の到来したこと又は債務名義に表示された当事者以外の者に対し、若しくはその者のために強制執行をすることができることについて異議のある債務者は、その執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行の不許を求めるため、執行文付与に対する異議の訴えを提起する。







掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申出及び保証の提供をしないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならない。ただし、差押債権者が、その期間内に、前項各号のいずれにも該当しないことを証明したとき、又は同項第二号に該当する場合であつて不動産の買受可能額が手続費用の見込額を超える場合において、不動産の売却について優先債権を有する者（買受可能価額で自己の優先債権の全部の弁済を受けることができる見込みがある者を除く。）の同意を得たことを証明したときは、この限りでない。

一 差押債権者が不動産の買受人になることができる場合、申出額に達する買受けの申出がないときは、自ら申出額で不動産を買い受けられる旨の申出及び申出額に相当する保証の提供

二 差押債権者が不動産の買受人になることができない場合、買受けの申出の額が申出額に達しないときは、申出額と買受けの申出の額との差額を負担する旨の申出及び申出額と買受可能価額との差額に相当する保証の提供

三 前項第二号の申出及び保証の提供があつた場合において、買受可能価額以上の額の買受けの申出がないときは、執行裁判所は、差押債権者に係る強制競売の手続を取り消さなければならない。

4 第二項の保証の提供は、執行裁判所に対し、最高裁判所規則で定める方法により行わなければならない。（売却の方法及び公告）

**第六十四条 不動産の売却は、裁判所書記官の定められた方法により行う。**

1 不動産の売却の方法は、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める。

2 前項の場合においては、第二十条において準用する民事訴訟法第九十三条第一項の規定にかかるわらず、売却決定期日は、裁判所書記官が売却を実施させる旨の処分と同時に指定する。

3 裁判所書記官は、入札又は競り売りの方法により売却をするときは、売却の日時及び場所を定め、執行官に売却を実施させなければならぬ。

4 前項の場合においては、裁判所書記官は、売却すべき不動産の表示、売却基準価額並びに売却の日時及び場所を公告しなければならない。

6 第一項、第三項又は第四項の規定による裁判所書記官の処分に対しても、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

7 第十一条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。（内覧）

**第六十四条の二 執行裁判所は、差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをされた差押債権者を除く。）の申立てがあるときは、執行官に対し、内覧（不動産の買受けを希望する者をこれに立ち入らせて見学させることをいう。以下この条において同じ。）の実施を命じなければならない。ただし、当該不動産の占有者の占有の権原が差押債権者、仮差押債権者及び第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対抗することができる場合で当該占有者が同意しないときは、この限りでない。**

一 前項の申立ては、最高裁判所規則で定めるとおり、売却を実施させる旨の裁判所書記官及び第五十九条第一項の規定により刑罰を有する者に係る強制競売の手続を取り消さなければならない。

二 前項第二号の申出及び保証の提供があつた場合において、買受可能価額以上の額の買受けの申出がないときは、執行裁判所は、差押債権者に係る強制競売の手続を取り消さなければならない。

三 前項の申立ては、最高裁判所規則で定めるとおり、売却を実施させる旨の裁判所書記官及び第五十九条第一項の規定により刑罰を有する者に係る強制競売の手続を取り消さなければならない。

4 第二項の保証の提供は、執行裁判所に対し、最高裁判所規則で定める方法により行わなければならない。（売却の方法及び公告）

**第六十五条 不動産の買受けの申出は、次のとおりに、内覧への参加の申出をした者（不動産を買取れるために、内覧を実施しなければならない者その他の最高裁判所規則で定める事由がある者を除く。第五項及び第六項において「内覧参加者」という。）**

1 いの受ける資格又は能力を有しない者その他最高裁判所規則で定める者を除く。第五項及び第六項において「内覧参加者」という。）

2 のために、内覧を実施しなければならないための申立てに係る強制競売の手続を取り消すことができる。（売却の場所の秩序維持）

3 第六十五条 執行官は、内覧の実施に際し、自ら不動産に立ち入り、かつ、内覧参加者を不動産に立ち入らせることができる。

4 執行官は、内覧参加者であつて内覧の円滑な実施を妨げない行為をするものに対し、不動産に立ち入ることを制限し、又は不動産から退去させることができる。（買受けの申出の保証）

**第六十六条 不動産の買受けの申出をしようとする者は、最高裁判所規則で定めるところによつて、「暴力団員等」という。）であること。**

1 一 自己の計算において当該買受けの申出をさせようとする者（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員であること。

2 「暴力団員」という。又は暴力団員でなくなりつた日から五年を経過しない者（以下この目において「暴力団員等」という。）であること。

3 一 自己の計算において当該買受けの申出をさせようとする者（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等であること。

4 執行裁判所は、前項の申立てをするには、買受可能価額以上の額（以下この項において「申出額」という。）を定めて、次の入札又は競り売りの方法による売却の実施において申出額に相当する保証の提供をしなければならない。

5 一 他の者の買受けの申出を妨げ、若しくは不當に価額を引き下げる目的をもつて連合する者から退場させ、又は買受けの申出をさせないことをできる。（買受けの申出の保証）

**第六十七条 最高価買受申出人に次いで高額の買受けの申出をした者は、その買受けの申出の額**

二 他の民事執行の手続の売却不許可決定において前号に該当する者と認定され、その売却不許可決定の確定の日から一年を経過しない者

が、買受可能価額以上で、かつ、最高価買受申出人の申出の額から買受けの申出の保証の額を控除した額以上である場合に限り、売却の実施の終了までに、執行官に対し、最高価買受申出人による売却許可決定が第八十条第一項の規定により効力を失うときは、自己の買受けの申出について売却を許可すべき旨の申出（以下「次順位買受けの申出」という。）をすることができる。

6 第一項、第三項の規定は第一項の規定による決定について、同条第三項の規定は第一項の規定による決定について、同条第六項の規定は第一項の規定による裁判又は同項の申立てを却下する裁判に





ても、執行裁判所は、配当等を実施しなければならない。

**(配当表の作成)**

**第八十五条** 執行裁判所は、配当期日において、第一項各号に掲げる各債権者について、その債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額、執行費用の額並びに配当の順位及び額を定める。ただし、配当の順位及び額について、配当期日においてすべての債権者間に合意が成立した場合は、この限りでない。

二 執行裁判所は、前項本文の規定により配当の順位及び額を定める場合には、民法、商法その他の法律の定めるところによらなければならぬ。

三 配当期日には、第一項に規定する債権者及び債務者を呼び出さなければならない。

四 配当期日には、第一項本文に規定する事項に規定する事項を定めるため必要があると認めるとときは、出頭した債権者及び債務者を審尋し、かつ、同時に取り調べができる書証又は電磁的記録に記録された情報の内容の取調べをすることができる。

五 第一項の規定により同項本文に規定する事項に規定する場合には、配当の順位及び額を除く)が定められたときは、裁判所書記官は、配当期日において、配当表を作成しなければならない。

六 配当表には、売却代金の額及び第一項本文に規定する事項についての執行裁判所の定めの内容(同項ただし書に規定する場合にあつては、配当の順位及び額については、その合意の内容)を記載しなければならない。

七 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する債権者(同項第一項前段に規定する者を除く)に対する呼出状の送達について準用する。

(音声の送受信による通話の方法による配当期日)

第八十六条 執行裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所並びに第八十五条第一項に規定する債権者及び債務者が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、配当期日における手続を行うことができる。

二 前項の配当期日に出頭しないでその手続に関与した者は、その配当期日に出頭したもののみなす。

(売却代金)

**第八十六条の二** 売却代金は、次に掲げるものとする。

一 不動産の代金

二 第六十三条第二項第二号の規定により提供した保証のうち申出額から代金の額を控除した残額に相当するもの

三 第八十一条第一項後段の規定により買受人が返還を請求することができない保証

二 第六十二条の規定により不動産が一括して売却された場合において、各不動産ごとに売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各不動産の売却基準価額に応じて案分して得た額とする。各不動産ごとの執行費用の負担についても、同様とする。

三 第七十八条第三項の規定は、第一項第二号又は第三号に規定する保証が金銭の納付以外の方で提供されている場合の換算について準用する。

(配当等を受けるべき債権者の範囲)

一 差押債権者(配当要求の終期までに強制競売又は一般的の先取特権の実行としての競売の申立てをした差押債権者に限る。)

二 配当要求の終期までに配当要求をした債権者

三 差押え(最初の強制競売の開始決定に係る差押えをいふ。次号において同じ。)の登記前に登記された仮差押えの債権者

四 差押えの登記前に登記(民事保全法第五十一条第二項に規定する仮処分による仮登記を含む。)がされた先取特権(第一号又は第二号に掲げる債権者が有する一般的の先取特権を除く)、質権又は抵当権で売却により消滅するものを有する債権者(その抵当権に係る抵当證券の所持人を含む。)

五 登記後に登記されたものである場合に、その債権者が本件の訴えを提起したときを除き、

六 本件の訴えを提起したときを除き、

七 本件の訴えを提起したときを除き、

八 本件の訴えを提起したときを除き、

九 本件の訴えを提起したときを除き、

十 本件の訴えを提起したときを除き、

十一 本件の訴えを提起したときを除き、

十二 本件の訴えを提起したときを除き、

十三 本件の訴えを提起したときを除き、

十四 本件の訴えを提起したときを除き、

十五 本件の訴えを提起したときを除き、

十六 本件の訴えを提起したときを除き、

十七 本件の訴えを提起したときを除き、

十八 本件の訴えを提起したときを除き、

十九 本件の訴えを提起したときを除き、

二十 本件の訴えを提起したときを除き、

二十一 本件の訴えを提起したときを除き、

二十二 本件の訴えを提起したときを除き、

二十三 本件の訴えを提起したときを除き、

二十四 本件の訴えを提起したときを除き、

二十五 本件の訴えを提起したときを除き、

二十六 本件の訴えを提起したときを除き、

二十七 本件の訴えを提起したときを除き、

二十八 本件の訴えを提起したときを除き、

二十九 本件の訴えを提起したときを除き、

三十 本件の訴えを提起したときを除き、

三十一 本件の訴えを提起したときを除き、

三十二 本件の訴えを提起したときを除き、

三十三 本件の訴えを提起したときを除き、

三十四 本件の訴えを提起したときを除き、

三十五 本件の訴えを提起したときを除き、

三十六 本件の訴えを提起したときを除き、

三十七 本件の訴えを提起したときを除き、

三十八 本件の訴えを提起したときを除き、

三十九 本件の訴えを提起したときを除き、

四十 本件の訴えを提起したときを除き、

四十一 本件の訴えを提起したときを除き、

四十二 本件の訴えを提起したときを除き、

四十三 本件の訴えを提起したときを除き、

四十四 本件の訴えを提起したときを除き、

四十五 本件の訴えを提起したときを除き、

四十六 本件の訴えを提起したときを除き、

四十七 本件の訴えを提起したときを除き、

四十八 本件の訴えを提起したときを除き、

四十九 本件の訴えを提起したときを除き、

五十 本件の訴えを提起したときを除き、

五十一 本件の訴えを提起したときを除き、

五十二 本件の訴えを提起したときを除き、

五十三 本件の訴えを提起したときを除き、

五十四 本件の訴えを提起したときを除き、

五十五 本件の訴えを提起したときを除き、

五十六 本件の訴えを提起したときを除き、

五十七 本件の訴えを提起したときを除き、

五十八 本件の訴えを提起したときを除き、

五十九 本件の訴えを提起したときを除き、

六十 本件の訴えを提起したときを除き、

六十一 本件の訴えを提起したときを除き、

六十二 本件の訴えを提起したときを除き、

六十三 本件の訴えを提起したときを除き、

六十四 本件の訴えを提起したときを除き、

六十五 本件の訴えを提起したときを除き、

六十六 本件の訴えを提起したときを除き、

六十七 本件の訴えを提起したときを除き、

六十八 本件の訴えを提起したときを除き、

六十九 本件の訴えを提起したときを除き、

七十 本件の訴えを提起したときを除き、

七十一 本件の訴えを提起したときを除き、

七十二 本件の訴えを提起したときを除き、

七十三 本件の訴えを提起したときを除き、

七十四 本件の訴えを提起したときを除き、

七十五 本件の訴えを提起したときを除き、

七十六 本件の訴えを提起したときを除き、

七十七 本件の訴えを提起したときを除き、

七十八 本件の訴えを提起したときを除き、

七十九 本件の訴えを提起したときを除き、

八十 本件の訴えを提起したときを除き、

八十一 本件の訴えを提起したときを除き、

八十二 本件の訴えを提起したときを除き、

八十三 本件の訴えを提起したときを除き、

八十四 本件の訴えを提起したときを除き、

八十五 本件の訴えを提起したときを除き、

八十六 本件の訴えを提起したときを除き、

八十七 本件の訴えを提起したときを除き、

八十八 本件の訴えを提起したときを除き、

八十九 本件の訴えを提起したときを除き、

九十 本件の訴えを提起したときを除き、

九十一 本件の訴えを提起したときを除き、

九十二 本件の訴えを提起したときを除き、

九十三 本件の訴えを提起したときを除き、

九十四 本件の訴えを提起したときを除き、

九十五 本件の訴えを提起したときを除き、

九十六 本件の訴えを提起したときを除き、

九十七 本件の訴えを提起したときを除き、

九十八 本件の訴えを提起したときを除き、

九十九 本件の訴えを提起したときを除き、

一百 本件の訴えを提起したときを除き、

一百一 本件の訴えを提起したときを除き、

一百二 本件の訴えを提起したときを除き、

一百三 本件の訴えを提起したときを除き、

一百四 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五 本件の訴えを提起したときを除き、

一百六 本件の訴えを提起したときを除き、

一百七 本件の訴えを提起したときを除き、

一百八 本件の訴えを提起したときを除き、

一百九 本件の訴えを提起したときを除き、

一百二十 本件の訴えを提起したときを除き、

一百二十一 本件の訴えを提起したときを除き、

一百二十二 本件の訴えを提起したときを除き、

一百二十三 本件の訴えを提起したときを除き、

一百二十四 本件の訴えを提起したときを除き、

一百二十五 本件の訴えを提起したときを除き、

一百二十六 本件の訴えを提起したときを除き、

一百二十七 本件の訴えを提起したときを除き、

一百二十八 本件の訴えを提起したときを除き、

一百二十九 本件の訴えを提起したときを除き、

一百三十 本件の訴えを提起したときを除き、

一百三十一 本件の訴えを提起したときを除き、

一百三十二 本件の訴えを提起したときを除き、

一百三十三 本件の訴えを提起したときを除き、

一百三十四 本件の訴えを提起したときを除き、

一百三十五 本件の訴えを提起したときを除き、

一百三十六 本件の訴えを提起したときを除き、

一百三十七 本件の訴えを提起したときを除き、

一百三十八 本件の訴えを提起したときを除き、

一百三十九 本件の訴えを提起したときを除き、

一百四十 本件の訴えを提起したときを除き、

一百四十一 本件の訴えを提起したときを除き、

一百四十二 本件の訴えを提起したときを除き、

一百四十三 本件の訴えを提起したときを除き、

一百四十四 本件の訴えを提起したときを除き、

一百四十五 本件の訴えを提起したときを除き、

一百四十六 本件の訴えを提起したときを除き、

一百四十七 本件の訴えを提起したときを除き、

一百四十八 本件の訴えを提起したときを除き、

一百四十九 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを除き、

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 本件の訴えを提起したときを

4 執行裁判所は、前条第一項の規定による供託がされた場合において、その供託がされた日（この項の規定によりその供託に係る供託の事由が消滅しない旨の届出をした場合は、最後に当該届出をした日）から前項の規定による届出がされることなく二年を経過したときは、当該供託に係る債権者に対し、その供託に係る供託の事由が消滅しているときは同一項の規定による届出をし、又はその供託に係る供託の事由が消滅していないときはその旨の届出をするべき旨を催告しなければならない。

5 前項の規定による催告を受けた当該供託に係る債権者が、催告を受けた日から二週間以内に第三項の規定による届出又は前項の規定による供託の事由が消滅しない旨の届出をしないときは、執行裁判所は、当該供託に係る債権者が当該不变期間が経過した日にその効力を生ずる。ただし、当該供託に係る債権者が当該不变期間が経過するまでに第三項の規定による届出又は第四項の規定による供託の事由が消滅しない旨の届出をしたときは、この限りでない。

6 前項の決定は、当該供託に係る債権者が当該決定の告知を受けた日から一週間の不变期間が経過した日にその効力を生ずる。ただし、当該供託に係る債権者が当該不变期間が経過するまでに第三項の規定による届出又は第四項の規定による供託の事由が消滅しない旨の届出をしたときは、この限りでない。

7 当該供託に係る債権者が第四項に規定する期間を経過する前に執行裁判所にその供託に係る供託の事由が消滅していない旨の届出をしたときは、同項の規定の適用については、同項の規定による供託の事由が消滅しない旨の届出があつたものとみなす。

その給付の目的物を管理人に交付すべき旨を命じなければならぬ。

既に弁済期が到来し、又は後に弁済期が到来すべき法定果実とする。

第一項の開始決定は、債務者及び給付義務者に送達しなければならない。

前項の収益は、後に収穫すべき天然果実及び強制管理の申立てが当該給付義務者に送達された時に生ずる。

4 給付義務者に対する第一項の開始決定の効力は、開始決定が当該給付義務者に送達された時は、執行抗告をするものとす。

5 強制管理の申立てについての裁判に対してもは、執行抗告をすることができる。

(二)重開始決定

**第九十三条の二** 既に強制管理の開始決定がされ、又は第八十条第二号に規定する担保不動産収益執行の開始決定がされた不動産について強制管理の申立てがあつたときは、執行裁判所は、更に強制管理の開始決定をするものとする。

(給付義務者に対する競合する債権差押命令等の陳述の催告)

**第九十三条の三** 裁判所書記官は、給付義務者に對し、開始決定の送達の日から二ヶ月以内に給付請求権に對する差押命令又は差押命令の存否その他の最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならない。この場合においては、第一百四十七条第一項の規定を準用する。

(給付請求権に対する競合する債権差押命令等の効力の停止等)

**第九十三条の四** 第九十三条第四項の規定により強制管理の開始決定の効力が給付義務者に對して生じたときは、給付請求権に對する差押命令又は差押処分であつて既に効力が生じていたものは、その効力を停止する。ただし、強制管理の開始決定の給付義務者に対する効力の発生が、第一百六十五条各号(第一百六十七条の十四第一項において第一百六十五条各号(第三号及び第四号を除く。)の規定を準用する場合及び第一百九十三条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる時後であるときは、この限りでない。

2 第九十三条第四項の規定により強制管理の開始決定の効力が給付義務者に対して生じたときは、給付請求権に対する仮差押命令であつて既に効力が生じていたものは、その効力を停止する。

3 第一百六十七条の二(第二項に規定する少額訴訟債権執行の手続において配当要求をした債権者及び前項の仮差押命令の債権者は、第百四十三条に規定する債権執行を行う。)又は少額訴訟債権執行の手続において配当等を受けることができる。

(管理人の選任)

**第九十四条** 執行裁判所は、強制管理の開始決定がされた不動産について、管理並びに収益の收取及び換価をすることができる。

2 信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号))第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。)、銀行その他の法人は、管理人となることができる。

(管理人の権限)

**第九十五条** 管理人は、強制管理の開始決定がされた不動産について、共同してその職務を行う。ただし、執行裁判所の許可を受けて、職務を分掌することができる。

2 管理人は、民法第六百二条に定める期間を超えて不動産を賃貸するには、債務者の同意を得なければならぬ。

3 管理人が数人あるときは、第三者の意思表示を行う。ただし、執行裁判所の許可を受けて、職務を分掌することができる。

4 管理人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対しすれば足りる。

(強制管理のための不動産の占有等)

**第九十六条** 管理人は、不動産について、債務者の占有を解いて自らこれを占有することができる。

2 管理人は、前項の場合において、閉鎖した戸を開く必要があると認めるときは、執行官に対し援助を求めるができる。

3 第五十七条第三項の規定は、前項の規定により援助を求められた執行官について準用する。(建物使用の許可)

**第九十七条** 債務者の居住する建物について強制管理の開始決定がされた場合において、債務者は他に居住すべき場所を得ることができないときは、執行裁判所は、申立てにより、債務者及びその者と生計を一にする同居の親族(婚姻又は縁組の届出をしていないが債務者と事実上夫婦又は養親子と同様の関係にある者を含む。以下「債務者等」という。)の居住に必要な限度で

において、期間を定めて、その建物の使用を許可することができる。

2 債務者が管理人の管理を妨げたとき、又は事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

3 前二項の申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

(収益等の分与)

**第九十八条** 強制管理により債務者の生活が著しく困窮することとなるときは、執行裁判所は、申立てにより、管理人に対し、収益又はその換価代金からその困窮の程度に応じ必要な金銭又は収益を債務者に分与すべき旨を命ずることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。

(管理人の監督)

**第九十九条** 管理人は、執行裁判所が監督する。  
(管理人の注意義務)

**第一百条** 管理人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行わなければならぬ。

2 管理人が前項の注意を怠つたときは、その管理人は、利害関係を有する者に対し、連帶して損害を賠償する責めに任ずる。

(管理人の報酬等)

**第一百一条** 管理人は、強制管理のため必要な費用の前払及び執行裁判所の定める報酬を受けることができる。

2 前項の規定による決定に対しては、執行抗告をすることができる。

(管理人の解任)

**第一百二条** 重要な事由があるときは、執行裁判所は、利害関係を有する者の申立てにより、又は職権で、管理人を解任することができます。この場合においては、その管理人を審尋しなければならない。

(強制管理の停止)

**第一百三条** 管理人の任務が終了した場合においては、管理人又はその承継人は、遅滞なく、執行裁判所に計算の報告をしなければならない。

(計算の報告義務)

で継続することができる。この場合においては、管理人は、配当等に充てるべき金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならぬ。前項の規定により供託された金銭の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができるとときは、執行裁判所は、配当等の手続を除き、強制管理の手続を取り消さなければならない。

(配当要求) 第百五条 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び第百八十二条第一項各号に掲げる文書により一般の先取特権を有することを証明した債権者は、執行裁判所に対し、配当要求をすることができる。執行裁判所に対し、配当要求をすることができる。

2 配当要求を却下する裁判に対し、執行抗告をすることができる。(配当等に充てるべき金銭等)

第三百六条 配当等に充てるべき金銭は、第九十八条第一項の規定による分与をした後の収益又はその換価代金から、不動産に対して課される租税その他の公課及び管理人の報酬その他の必要な費用を控除したものとする。

2 配当等に充てるべき金銭を生ずる見込みがないときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならない。

(管理人による配当等の実施) 第百七条 管理人は、前条第一項に規定する費用を支払い、執行裁判所の定める期間ごとに、配当等に充てるべき金銭の額を計算して、配当等を実施しなければならない。債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて配当等に充てるべき金銭で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができない場合には、管理人は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債権者に交付する。

3 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調ったときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

4 配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる者とする。

一 差押債権者のうち次のイからハまでのいずれかに該当するもの

イ 第二項の期間の満了までに強制管理の申立てをしたもの

ロ 第二項の期間の満了までに一般的な先取特権の実行として第百八十二条第一号に規定する担保不動産収益執行の申立てをしたもの

ハ 第二項の期間の満了までに第百八十二条第二号に規定する担保不動産収益執行の申立てをしたもの(口に掲げるものを除く。)

であつて、当該申立てが最初の強制管理の開始決定に係る差押えの登記前に登記(民事保全法第五十三条第二項に規定する保全仮登記を含む。)がされた担保権に基づくもの

二 仮差押債権者(第一項の期間の満了までに、強制管理の方法による仮差押えの執行の申立てをしたものに限る。)

三 第二項の期間の満了までに配当要求をした債権者

5 第三百九十二条第一項各号(第七号を除く。)に掲げる事由があるときは、管理人は、その配当等の額に相当する金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。債権者が配当等の受領のために出頭しなかつたときも、同様とする。

(執行裁判所による配当等の実施) 第百八条 配当等を受けるべき債権者の債権について第九十二条第一項各号(第七号を除く。)に掲げる事由があるときは、管理人は、その配当等の額に相当する金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。債権者が配当等の受領のために出頭しなかつたときも、同様とする。

(執行裁判所による配当等の実施) 第百九条 执行裁判所は、第一百七条第五項の規定による届出があつた場合には直ちに、第一百四条第一項又は前条の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。

(弁済による強制管理の手続の取消し) 第百十条 各債権者が配当等によりその債権及び執行費用の全部の弁済を受けたときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならない。

(強制競売の規定の準用) 第百十一条 第四十六条第一項、第四十七条第二項、第六項本文及び第七項、第四十八条、第五十三条、第五十四条、第八十四条第三項及び第四十九条第二項及び第二項、第八十五条第二項及び第三項並びに第八十八条の規定は強制管理について準用する。この場合において、第八十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」とあるのは、「第百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

(船舶執行の方法) 第百十二条 総トン数二十トン以上の船舶(端舟その他のいかい又は主としていかいをもつて運転する舟を除く。以下この節及び次章において「船舶」という。)に対する強制執行(以下「船舶執行」という。)は、強制競売の方法により行う。

(執行裁判所) 第百十三条 船舶執行については、強制競売の開始決定の時の船舶の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

(開始決定等) 第百十四条 执行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、かつ、執行官に対し、船舶の国籍を証する文書その他船舶の航行のために必要な文書(以下「船舶国籍証書等」という。)を取り上げて执行裁判所に提出すべきことを命じなければならない。ただし、その開始決定前にされた開始決定により船舶国籍証書等が取り上げられているときは、執行官に対する命令を要しない。

2 前項の船舶の航行のために必要な文書(以下「船舶国籍証書等」という。)を取り上げられており船舶国籍証書等が取り上げられているときは、執行官に対する命令を要しない。ただし、その開始決定前にされた開始決定により船舶国籍証書等が取り上げられているときは、執行官に対する命令を要しない。

(執行裁判所による配当等の実施) 第百十五条 船舶執行の申立て前に船舶国籍証書等を取り上げなければならない。

(船舶執行の申立て前の船舶国籍証書等の引渡し命令) 第百十六条 各債権者が配当等によりその債権及び執行費用の全部の弁済を受けたときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならない。

(強制競売の規定の準用) 第百十七条 差押債権者の債権について、第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書が提示されている場合において、債務者が差押債権者及び保証の提供の時(配当要求の終期後においては、その終期)までに配当要求をした債権者が、申立てにより、配当等の手続を除き、強制競売の手続を取り消さなければならない。

(船舶執行の申立て前の船舶国籍証書等の引渡し命令) 第百十八条 第一百五十五条の規定は、第一項の規定について準用する。

(保証の提供による強制競売の手続の取消し) 第百十九条 差押債権者の債権について、第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書が提示されている場合において、債務者が差押債権者及び保証の提供の時(配当要求の終期後においては、その終期)までに配当要求をした債権者が、申立てにより、配当等の手続を除き、強制競売の手続を取り消さなければならない。

(船舶執行の申立て前の船舶国籍証書等の引渡し命令) 第二十条 第一百五十五条の規定は、第一項の規定について準用する。

(船舶執行の申立て前の船舶国籍証書等の引渡し命令) 第二十一条 第一百五十五条の規定は、第一項の規定について準用する。

(船舶執行の申立て前の船舶国籍証書等の引渡し命令) 第二十二条 第一百五十五条の規定は、第一項の規定について準用する。

(船舶執行の申立て前の船舶国籍証書等の引渡し命令) 第二十三条 第一百五十五条の規定は、第一項の規定について準用する。

4 執行官は、船舶国籍証書等の引渡しを受けた日から五日以内に債権者が船舶執行の申立てをしたことと証する文書を提出しないときは、その船舶国籍証書等を債務者に返還しなければならない。

5 第二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 第五百五十五条第八項から第十項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

(保管人の選任等) 第百六条 執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、必要があると認めるときは、強制競売の開始決定がされた船舶について保管人を選任することができる。

2 前項の保管人が船舶の保管のために要した費用(第四項において準用する第一百一条第一項の報酬を含む。)は、手続費用とする。

3 第二項の申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

4 第九十四条第二項、第九十六条及び第九十九条から第百三条までの規定は、第一項の保管人について準用する。

(保証の提供による強制競売の手続の取消し) 第百七条 差押債権者の債権について、第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書が提示されている場合において、債務者が差押債権者及び保証の提供の時(配当要求の終期後においては、その終期)までに配当要求をした債権者が、申立てにより、配当等の手続を除き、強制競売の手続を取り消さなければならない。

(船舶執行の申立て前の船舶国籍証書等の引渡し命令) 第一百五十五条の規定は、第一項の規定について準用する。

金銭の供託以外の方法で提供されている場合の換価について準用する。

**（航行許可）**

**第一百八十八条** 執行裁判所は、営業上の必要その他相当の事由があると認める場合において、各債権者並びに最高価買受申出人又は買受人及び次順位買受申出人の同意があるときは、債務者の申立てにより、船舶の航行を許可することができる。

**2** 前項の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

**3** 第一項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

**（事件の移送）**

**第一百九十九条** 執行裁判所は、強制競売の開始決定がされた船舶が管轄区域外の地に所在することとなつた場合には、船舶の所在地を管轄する地方裁判所に事件を移送することができる。

**2** 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

**（船舶国籍証書等の取上げができない場合の強制競売の手続の取消し）**

**第一百二十条** 執行官が強制競売の開始決定の発せられた日から二週間以内に船舶国籍証書等を取り上げることができないとときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

**（不動産に対する強制競売の規定の準用）**

**第一百二十二条** 前款第二目（第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十八条、第五十四条、第五十五条第一項第二号、第五十六条、第六十条の二、第六十五条の二、第六十八条の四、第七十一条第五号、第八十一条及び第八十二条を除く。）の規定は船舶執行について、第十八条、第五十四条及び第八十一条の規定は船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶に対する強制執行について、それぞれ準用する。この場合において、第五十一条第一項中「第一百八十一条第一項各号に掲げる文書」とあるのは、「文書」と、「一般的な先取特権」とあるのは、「先取特権」と読み替えるものとする。

### 第三款 動産に対する強制執行

**（動産執行の開始等）**

**第一百二十二条** 動産（登記することができない土地の定着物、土地から分離する前の天然果実で一月以内に収穫することができる確実であるもの及びとする。

裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。以下この節、次章及び第四章において同じ。に対する強制執行（以下「動産執行」という。）は、執行官の目的物に対する差押えのためにその債権及び執行費用の弁済を受領することができる。

**（債務者の占有する動産の差押え）**

**第一百二十三条** 債務者の占有する動産の差押えは、執行官がその動産を占有して行う。

**2** 動産執行においては、執行官は、差押債権者のためにその債権及び執行費用の弁済を受領することができる。

に動産執行の申立てがあつたときも、同様とする。前項前段の規定により二個の動産執行事件が併合されたときは、後の事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、先の事件において差し押さえられたものとみなし、後の事件の申立ては、配当要求の効力を生ずる。先の差押債権者が動産執行の申立てを取り下げたとき、又はその申立てに係る手続が停止され、若しくは取り消されたときは、先の事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、後の事件のために差し押さえられたものとみなす。執行官は、前項の差押えを取扱うことができる。

**（売却の見込みのない差押物の差押えの取消し）**

**第一百三十条** 差押物について相当な方法による売却の実施をしてなお売却の見込みがないときは、執行官は、その差押物の差押えを取り消すことができる。

**（差押禁止動産）**

**第一百三十二条** 次に掲げる動産は、差し押さえてはならない。

一 債務者等の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、置及び建具

二 債務者等の一月間の生活に必要な食料及び燃料

三 標準的な世帯の二月間の必要な生計費を勘案して政令で定める額の金銭

四 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するため欠くことができる

五 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物

六 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者（前二号に規定する者を除く。）のその業務に欠くことができない器具その他の物（商品を除く。）

七 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの

八 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物

九 債務者に必要な系譜、日記、商業帳簿及びこれらに類する書類

十 債務者又はその親族が受けた勲章その他の名譽を表章する物

十一 債務者等の学校その他の教育施設における学習に必要な書類及び器具

十二 発明又は著作に係る物で、まだ公表していらないもの

十三 債務者等に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物

十四 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しな

2 差押物の売得金の額が手続費用及び差押債権者の債権に優先する債権の額の合計額以上となる見込みがないときは、執行官は、差押えを取扱うことができる。

**（超過差押えの禁止等）**

**第一百二十八条** 動産の差押えは、差押債権者の債権及び執行費用の弁済に必要な限度を超えてはならない。

**（超過差押えの禁止等）**

**第一百二十九条** 差し押さるべき動産の売得金の額が手続費用の額を超える見込みがないときには、執行官は、差押えをしてはならない。

ければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

(差押禁止動産の範囲の変更)

**第一百三十二条** 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押えの全部若しくは一部の取消しを命じ、又は前条各号に掲げる動産の差押えを許すことができる。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押物を売却し消された動産の差押えを許し、又は同項の規定による差押えの全部若しくは一部の取消しを命じることができる。

3 前二項の規定により差押えの取消しの命令を求める申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで強制執行の停止を命ずることができる。

4 第一項又は第二項の申立てを却下する決定及びこれらの規定により差押えを許す決定に対しては、執行抗告をすることができる。

5 第二項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができる。  
(先取特権者等の配当要求)

**第一百三十三条** 先取特権又は質権を有する者は、その権利を証する文書を提出して、配当要求をすることができる。

(売却の方法)

**第一百三十四条** 執行官は、差押物を売却するには、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。  
(売却の場所の秩序維持等に関する規定の準用)

**第一百三十五条** 第六十五条及び第六十八条の規定は、差押物を売却する場合について準用する。

(手形等の提示義務)

**第一百三十六条** 執行官は、手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券でその権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又は支払の請求(以下「提示等」という。)を要するもの(以下「手形等」という。)を差し押さえた場合において、その期間の始期が到来したときは、債務者に代わって手形等の提示等をしなければならない。(執行停止中の売却)

**第一百三十七条** 第二十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合において、差押物について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができます。

れがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができる。

2 執行官は、前項の規定により差押物を売却したときは、その売得金を供託しなければならない。

3 申立てにより、前項の規定により差押えが取り消された動産の差押えを許し、又は同項の規定による差押えの全部若しくは一部の取消しを命じ、又は前条各号に掲げる動産の差押えを許すことができる。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押えが取り消された動産の差押えを許し、又は同項の規定による差押えの全部若しくは一部の取消しを命じ、又は前条各号に掲げる動産の差押えを許すことができる。

3 前二項の規定により差押えの取消しの命令を求める申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで強制執行の停止を命ずることができる。

4 第一項又は第二項の申立てを却下する決定及びこれらの規定により差押えを許す決定に対しては、執行抗告をすることができる。

5 第二項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができる。  
(執行官による配当等の実施)

**第一百三十九条** 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売得金、差押金若しくは手形等の支払金(以下「売得金等」という。)で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行官は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

2 前項に規定する場合を除き、売得金等の配当について債権者間に協議が調つたときは、執行官は、その協議に従い配当を実施する。

3 前項の協議が調わないときは、執行官は、その事情を執行裁判所に届け出なければならぬ。

4 第八十四条第三項及び第四項並びに第八十八条の規定は、第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合について準用する。  
(配当等を受けるべき債権者の範囲)

**第一百四十条** 配当等を受けるべき債権者は、差押債権者のか、売得金については執行官がその交付を受けるまで(第百三十七条又は民事保全法第四十九条第三項の規定により供託された売得金については、動産執行が続行されることとなるまで)に、差押金についてはその差押えをするまでに、手形等の支払金についてはその支払を受けるまでに配当要求をした債権者とする。

(執行官の供託)

**第一百四十二条** 第百三十九条第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合において、配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、執行官は、その配当等の額に相当する金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

1 停止条件付又は不確定期限付であるとき。  
2 仮差押債権者の債権であるとき。

3 第三十九条第一項第七号又は第一百九十二条において準用する第一百八十三条第一項第二号

本に掲げる文書が提出されているとき。

四 その債権に係る先取特権又は質権の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されていると

き。

2 執行官は、配当等の受領のために出頭しなかつた債権者に対する配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。

3 差押命令は、債務者及び第三債務者を審尋しないで発する。

4 裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、最高裁判所規則で定めた債権者に対する配当等の実施)

**第一百四十二条** 執行裁判所は、第百三十九条第三項の規定による届出があつた場合には直ちに、前条第一項の規定による届出があつた場合には実施しなければならない。

2 執行裁判所による配当等の実施

2 執行裁判所は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、最高裁判所規則で定めた債権者に対する配当等の実施

2 第八十四条から第八十六条まで及び第八十八条から第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。

3 差押命令は、債務者及び第三債務者に送達されなければならない。

4 裁判所書記官は、差押命令の取消しの申立てをして、債務者に対し、最高裁判所規則で定めた債権者に対する配当等の実施

3 差押命令は、債務者及び第三債務者に送達されなければならない。

4 裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、最高裁判所規則で定めた債権者に対する配当等の実施

3 差押命令は、債務者及び第三債務者に送達されなければならない。

(差押命令)  
**第一百四十五条** 執行裁判所は、差押命令において、債務者に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、かつ、第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない。

2 差押命令は、債務者及び第三債務者を審尋しなければならない。

3 差押命令は、債務者及び第三債務者に送達しないで発する。

4 裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、最高裁判所規則で定めた債権者に対する配当等の実施

2 執行裁判所は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、最高裁判所規則で定めた債権者に対する配当等の実施

3 差押命令は、債務者及び第三債務者に送達されなければならない。

4 裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、最高裁判所規則で定めた債権者に対する配当等の実施



は、請求に係る金銭の支払は供託の方法によりすべき旨を判決の主文に掲げなければならぬ。

5 強制執行又は競売において、前項に規定する判決の原告が配当等を受けるべきときは、その配当等の額に相当する金銭は、供託しなければならない。

#### (債権者の損害賠償)

差押債権者は、債務者に対し、差し押さえられた債権の行使を怠つたことによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

#### (転付命令)

執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、支払に代えて券面額で差し押さえられた金銭債権を差押債権者に転付する命令(以下「転付命令」という。)を発することができる。

#### (百五十九条)

執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、支払に代えて券面額で差し押さえられた金銭債権を差押債権者に転付する命令(以下「転付命令」という。)を発することができる。

#### (百六十条)

転付命令は、債務者及び第三債務者に送達しなければならない。

#### (百六十二条)

転付命令が第三債務者に送達される時までに、転付命令に係る金銭債権について、他の債権者が差押え、仮差押えの執行又は配当要求をしたときは、転付命令は、その効力を生じない。

#### (百六十三条)

第一項の申立てについての決定に対しても、執行抗告をすることができる。

#### (百六十四条)

第一項の申立てについての決定に対しても、執行抗告をすることができる。

#### (百六十五条)

第一項の申立てについての決定に対しても、執行抗告をすることができる。

#### (百六十六条)

第一項の申立てについての決定に対しても、執行抗告をすることができる。

#### (百六十七条)

第一項の申立てについての決定に対しても、執行抗告をすることができる。

#### (百六十八条)

第一項の申立てについての決定に対しても、執行抗告をすることができる。

#### (転付命令の効力)

で、転付命令が第三債務者に送達された時に弁済されたものとみなす。

#### (譲渡命令等)

若しくは期限付であるとき、又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その債権を執行裁判所が定めた価額

で支払に代えて差押債権者に譲渡する命令(以下「譲渡命令」という。)、取立てに代えて、執行裁判所の定める方法によりその債権の売却を執行官に命ずる命令(以下「売却命令」といいう。)又は管理人を選任してその債権の管理を命ずる命令(以下「管理命令」という。)その他の相当な方法による換価を命ずる命令(第六十六条の十において「譲渡命令等」と総称する。)を発することができる。

執行裁判所は、前項の規定による決定をする場合には、債務者を審尋しなければならない。

ただし、債務者が外国にあるとき、又はその住所が知れないときは、この限りでない。

第一項の申立てについての決定に対しても、執行抗告をすることができる。

第百六十七条の十において「供託命令」といいう。)を発することができます。

第一項の申立てにおいて「供託命令」といいう。)を発することができます。

訴訟法第百三十三条第一項の決定がされたとき。

第一項の申立てを却下する決定に対しても、第一項の申立てにおいて「供託命令」といいう。)を発することができます。

二 債務名義に民事訴訟法第百三十三条第五項(他の法律において準用する場合を含む。)の規定により定められた差押債権者又はその法定代表人の住所又は氏名に代わる事項が表示されているとき。

供託命令は、第三債務者に送達しなければならない。

第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

五百十条までの規定は管理命令に基づく管理について、それぞれ準用する。この場合において、第八十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」とあるのは、「第百六十二条第一項の期間の経過後」にて準用する第百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

#### (供託命令)

若しくは期限付であるとき、又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その債権を執行裁判所が定めた価額

で支払に代えて差押債権者に譲渡する命令(以下「譲渡命令」という。)、取立てに代えて、執行裁判所の定める方法によりその債権の売却を執行官に命ずる命令(以下「売却命令」といいう。)又は管理人を選任してその債権の管理を命ずる命令(以下「管理命令」という。)その他の相当な方法による換価を命ずる命令(第六十六条の十において「譲渡命令等」と総称する。)を発することができる。

#### (供託命令)

第一項の規定による決定がされたとき。

に対する、差押債権者の申立てを受けた執行官にその動産を引き渡すべきことを請求することができる。

執行官は、動産の引渡しを受けたときは、動産執行の手続によりこれを売却し、その売得金を執行裁判所に提出しなければならない。

#### (移転登記等の嘱託)

第一項の規定による嘱託をする場合(次項に規定する場合を除く。)においては、嘱託書に、

転付命令若しくは譲渡命令が効力を生じたとき、又は売却命令による売却が終了したときは、裁判所書記官は、申立てにより、その債権を取得した差押債権者又は買受人のために先取特権、質権又は抵当権の移転の登記等を嘱託し、及び同条の規定による登記等の抹消を嘱託しなければならない。

#### (前項の規定による嘱託)

前項の規定による嘱託をする場合(次項に規定する場合を除く。)においては、嘱託書に、

転付命令若しくは譲渡命令の正本又は売却命令に基づく売却について執行官が作成した文書の謄本を添付しなければならない。

#### (第一項の規定による嘱託)

第一項の規定による嘱託をする場合において、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十六条第二項(他の法令において準用する場合を除む。)において準用する同法第十八条の規定による嘱託をするときは、その嘱託情報と併せて転付命令若しくは譲渡命令があつたことを証する情報又は売却命令に基づく売却のことを証する情報又は売却命令に基づく売却の情報を提供しなければならない。

#### (第二項の規定による嘱託)

第二項の規定による嘱託をする場合は、その他の費用は、同項に規定する差押債権者又は買受人の負担とする。

#### (第三項の規定による嘱託)

第三項の規定により登記等がされた場合において、差し押さえられた債権について支払又は供託があつたことを証する文書が提出されたときは、裁判所書記官は、申立てにより、その登記等の抹消を嘱託しなければならない。債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したときも、同様とする。

#### (第四項の規定による嘱託)

第四項の規定による嘱託をする場合は、その他の費用は、同項前段の場合にあつては債務者の負担とし、同項後段の場合にあつては差押債権者の負担とする。

#### (第五項の規定による嘱託)

第五項の規定による嘱託をする場合は、その他の費用は、同項前段の場合にあつては債務者の負担とし、同項後段の場合にあつては差押債権者の負担とする。

#### (第六項の規定による嘱託)

第六項の規定による嘱託をする場合は、その他の費用は、同項前段の場合にあつては債務者の負担とし、同項後段の場合にあつては差押債権者の負担とする。

#### (第七項の規定による嘱託)

第七項の規定による嘱託をする場合は、その他の費用は、同項前段の場合にあつては債務者の負担とし、同項後段の場合にあつては差押債権者の負担とする。

#### (第八項の規定による嘱託)

第八項の規定による嘱託をする場合は、その他の費用は、同項前段の場合にあつては債務者の負担とし、同項後段の場合にあつては差押債権者の負担とする。

#### (第九項の規定による嘱託)

第九項の規定による嘱託をする場合は、その他の費用は、同項前段の場合にあつては債務者の負担とし、同項後段の場合にあつては差押債権者の負担とする。

#### (第十項の規定による嘱託)

第十項の規定による嘱託をする場合は、その他の費用は、同項前段の場合にあつては債務者の負担とし、同項後段の場合にあつては差押債権者の負担とする。

#### (第十一項の規定による嘱託)

第十一項の規定による嘱託をする場合は、その他の費用は、同項前段の場合にあつては債務者の負担とし、同項後段の場合にあつては差押債権者の負担とする。

#### (第十二項の規定による嘱託)

第十二項の規定による嘱託をする場合は、その他の費用は、同項前段の場合にあつては債務者の負担とし、同項後段の場合にあつては差押債権者の負担とする。

#### (第十三項の規定による嘱託)

第十三項の規定による嘱託をする場合は、その他の費用は、同項前段の場合にあつては債務者の負担とし、同項後段の場合にあつては差押債権者の負担とする。

(配当等を受けるべき債権者の範囲) 配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる時までに差押え、仮差押えの執行又は配当要求をした債権者とする。

一 第三債務者が第一百五十六条第一項から第三項までの規定による供託をした時

二 取立訴訟の訴状が第三債務者に送達された時

三 売却命令により執行官が売得金の交付を受けた時

四 不動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時 (配当等の実施)

五百六十六条 執行裁判所は、第一百六十一条第七項において準用する第一百九条に規定する場合においては、配当等を実施しなければならない。

一百五十六条第一項から第三項まで又は第一百五十九条第五項の規定による供託がされた場合

二 売却命令による売却がされた場合

三 第百六十三条第二項の規定により売得金が提出された場合

二 第八十四条から第八十六条まで及び第八十八条から第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続にて適用する。

三 差し押さえられた債権が第一百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合(差押債権者(数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上)の債権に第百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。)には、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、配当等を実施してはならない。

い。 (その他の財産権に対する強制執行)

五百六十七条 不動産・船舶・動産及び債権以外の財産権(以下この条において「その他の財産権」という。)に対する強制執行については、特別の定めがあるもののか、債権執行の例による。

二 その他の財産権で権利の移転について登記等をするものは、強制執行の管轄については、その登記等の地にあるものとする。

三 その他の財産権で第三債務者又はこれに準ずる者がないものに対する差押えの効力は、差押命令が債務者に送達された時に生ずる。

4 第百六十六条 執行裁判所は、第一百六十一条第七項において準用する第一百九条に規定する場合においては、配当等を実施しなければならない。

五百六十七条の二 次に掲げる少額訴訟に係る債務名義による金銭債権に対する強制執行は、前日の定めるところにより裁判所が行うほか、第二条の規定にかかわらず、申立てにより、この目的の定めるところにより裁判所書記官が行う。

一 少額訴訟における確定判決

二 仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決

三 少額訴訟における訴訟費用又は和解の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分

四 少額訴訟における和解又は認諾の調書又は電子調書

五 少額訴訟における民事訴訟法第二百七十五条の二第一項の規定による和解に代わる決定

二 前項の規定により裁判所書記官が行う同項の強制執行(以下この目において「少額訴訟債権執行」という。)は、裁判所書記官の差押処分により開始する。

三 少額訴訟債権執行の申立ては、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める簡易裁判所の裁判所書記官に対してもする。

一 第一項第一号に掲げる債務名義 同号の判決をした簡易裁判所

二 第一項第二号に掲げる債務名義 同号の判決をした簡易裁判所

三 第一項第三号に掲げる債務名義 同号の処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所

四 第一項第四号に掲げる債務名義 同号の和解が成立し、又は同号の認諾がされた簡易裁判所

4 第百六十七条の三 少額訴訟債権執行の手続において裁判所書記官が行う執行処分に関しては、その裁判所書記官の所属する簡易裁判所をもつて執行裁判所とする。

二 第百六十七条の四 少額訴訟債権執行の手続において裁判所書記官が行う執行処分は、特別の定めがある場合を除き、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

三 第百六十七条の四 少額訴訟債権執行の手続において裁判所書記官が行う執行処分は、前項に規定する裁判所書記官が行う執行処分に対しては、執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。

二 第百六十七条の五 裁判所書記官は、差押処分において、債務者に対し金銭債権の取立てその他の処分を禁止し、かつ、第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない。

三 第百六十七条の五 裁判所書記官は、差押処分において、債務者に対し金銭債権の取立てその他の処分を禁止し、かつ、第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない。

二 第百六十七条の五 裁判所書記官は、差押処分において、債務者に対し金銭債権の取立てその他

4 第百六十七条の六 少額訴訟債権執行についての裁判所書記官が行う執行処分の効力等) 第百六十七条の六 少額訴訟債権執行についての裁判所書記官が行う執行処分に関する規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による裁判所書記官の処分については、適用しない。

二 第百六十七条の六 少額訴訟債権執行についての規定により読み替えて適用する第十一条第一項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「執行裁判所」とあるのは、裁判所書記官」とする。

三 第百六十七条の六 少額訴訟債権執行についての規定による裁判所書記官が行う執行処分に規定による執行異議の申立てがあつた場合について準用する。

二 第百六十七条の七 裁判所書記官は、差押処分において、債務者に対し金銭債権の取立てその他

4 第百六十七条の七 裁判所書記官は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押処分の全部若しくは一部を取り消し、又は第百六十七条の十四第一項において準用する第百五十二条の規定により差し押さえはならない金銭債権の部分について差押処分すべき旨を命ずることができる。

- |  |
|--|
| 2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押処分が取り消された金銭債権について差押処分をすべき旨を命じ、又は同項の規定により差押処分の全部若しくは一部を取り消すことができる。   |
| 3 第百五十三条第三項から第五項までの規定による申立ては、前二項の申立てがある場合において、同条第四項中「差押処分」とあるのは、「差押処分」と読み替えるものとする。   |
| 4 (配当要求)   |
| 2 第百六十七条の九 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び文書により先取特權を有することを証明した債権者は、裁判所書記官に対し、配当要求をすることができる。   |
| 3 第百五十四条第二項の規定は、前項の配当要求があつた場合について準用する。   |
| 4 第一百六十七条の十 差押えに係る金銭債権について転付命令、譲渡命令等又は供託命令(以下この条において「転付命令等」という。)のいずれかの命令を認めようとするときは、差押債権者は、執行裁判所に対し、転付命令等のうちの命令を求めるかを明らかにして、債権執行の手続に事件を移行させることを求める旨の申立てをしなければならない。   |
| 2 前項に規定する命令の種別を明らかにしてされた同項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続に事件を移行させなければならぬ。  |
| 3 前項の規定による決定が効力を生ずる前に、既にされた執行処分について執行異議の申立て又は執行抗告があつたときは、当該決定は、当該執行異議の申立て又は執行抗告についての裁判が確定するまでは、その効力を生じない。  |
| 4 第二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。  |
| 5 第一項の申立てを却下する決定に対しても、執行抗告をすることができる。   |
| 6 第二項の規定による決定が効力を生じたときは、差押処分の申立て又は第一項の申立てがされた時に第二項に規定する地方裁判所にそれぞれ差押命令の申立て又は転付命令等の申立てがあつたものとみなし、既にされた執行処分その他行為は債権執行の手続においてされた執行処分その他の行為とみなす。  |
| 7 (配当等のための移行等)   |
| 2 第百六十七条の十一 第百六十七条の十四第一項において準用する第一百五六条第一項若しくは第二項又は第一百五十七条第五項の規定により供託がされた場合において、債権者が二人以上であつて供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができないため配当を実施すべきときは、執行裁判所は、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続に事件を移行させなければならない。  |
| 3 前項に規定する場合において、差押えに係る金銭債権について更に差押命令又は差押処分が発せられたときは、執行裁判所は、同項に規定する地方裁判所における債権執行の手続のほか、当該差押命令を発した執行裁判所又は当該差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続にも事件を移行させることができる。   |
| 4 第一百六十七条の十二 執行裁判所は、差し押さえるべき金銭債権の内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続に事件を移行させることができる。   |
| 5 第一百六十七条の十三 少額訴訟債権執行についての第一章及び第二章第一節の規定の適用については、第十三条第一項中「執行裁判所とする手続」とあるのは、「差押処分の申立て」と、「それぞれ差押命令の申立て又は転付命令等の申立て」とあるのは、「差押命令の申立て」と読み替えるものとする。   |
| 6 (総則規定の適用関係)  |
| 7 第百六十七条の十四 第百四十六条から第五十二条まで、第一百五十五条、第一百五六条(第三項を除く。)、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条第五項及び第六項並びに第一百五六条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、少百六十四条第五項及び第六項並びに第一百五六条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、少百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条第四項から第六項まで及び第八項並びに第一百五六条第四項中「執行裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」と、第一百四十六条第一項中「差押命令」を規定する」とあるのは、「差押処分をする」と、第一百四十七条第一項、第一百四十八条第二項、第一百五十条、第一百五十五条第一項、第六項及び第七項中「配当等」とあるのは、「裁判所書記官」と、第一百四十六条第一項中「差押命令」とあるのは、「差押処分」と、第一百四十七条第一項及び第一百四十八条第一項中「差押えに係る債権」と、第一百四十九条中「差押命令が発せられたとき」とあるのは、「裁判所書記官の処分」と、第一百六十四条第五項中「差押命令の取消決定」とあるのは、「差押処分の取消決定」とあるのは、「差押処分を取り消す旨の裁判所書記官の処分」と、第一百六十五条(見出しを含む。)中「配当等」とあるのは、「弁済金の交付」と読み替えるものとする。 |
| 8 第百六十七条の十五 第百五十二条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権についての強制執行は、前各款の規定により行うほか、債権者の申立てがあるときは、執行裁判所が第百七十二条第一項に規定する方法により行う。ただし、債務者が支払能力を欠くためにその金銭債権に係る債務を弁済することができないと生き、又はその債務を弁済することによってその生活が著しく窮迫するときは、この限りでない。  |
| 9 第百六十七条の十六 第一項中「執行裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」と、第十七条中「執行裁判所の行う民事執行」とあるのは、「第百六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行の手続」と、第十六条第一項中「執行裁判所又は執行官」とあるのは、「裁判所書記官」と、第十九条中「執行裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」と、第四十二条第四項中「執行裁判所における債権執行の手続に事件を移行させなければならない」とする。   |

り強制執行を行う場合において、債務者が債権者に支払うべき金銭の額を定めるに当たつては、執行裁判所は、債務不履行により債務者が受けるべき不利益並びに債務者の資力及び従前の債務の履行の態様を特に考慮しなければならない。

3 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、債務者の申立てにより、その申立てがあつた時（その申立てがあつた後に事情の変更があつたときは、その事情の変更があつた時）までさかのぼつて、第一項の規定による決定を取り消すことができる。

4 前項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで、第一項の規定による決定の執行の停止を命ずることができ

5 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができる。

6 第百七十二条第二項から第五項までの規定は第一項の場合について、同条第三項及び第五項の規定は第三項の場合について、第一百七十三条第二項の規定は第一項の執行裁判所について準用する。（扶養義務等に係る定期金債権を請求する場合の特例）

#### 第一百六十七条の十六 債権者が第一百五十五条の二

第一項各号に掲げる義務に係る確定期限の定め

のある定期金債権を有する場合において、その一部に不履行があるときは、第三十条第一項の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち六月以内に確定期限が到来するものについても、前条第一項に規定する方法による強制執行を開始することができる。

（扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続等の申立ての特例）

#### 第一百六十七条の十七 第百五十五条の二第一項各号に掲げる義務に係る請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債務者が次の各号に掲げる申立てをした場合には、当該申立てと同時に、当該各号に定める申立てをしたものとみなす。ただし、当該債権者が当該各号に掲げる申立ての際に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

一 第百九十七条第一項の申立て 当該申立てに係る手続において債務者（債務者に法定代理人がある場合にあつては、当該法定代理

人）が開示した債権（第二百六条第一項各号に規定する債権に限る。）又は次項の規定に係る手続において同項各号に掲げる者がその情報提供した同項各号に規定する債権に対する差押命令の申立て

二 第二百六条第一項の申立て 当該申立てに規定する場合（同項第一号に掲げる申立てをした場合に限る。）において、執行裁判所の呼出しを受けた債務者（債務者に法定代理人）がある場合には、債務者が別段の意思を表示した場合を除き、執行裁判所は、債務者の住所のある市町村（特別区を含む。第二百六条第一項第一号において同じ。）に対し、同号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。

3 第二百五十五条第三項から第五項までの規定は前項の規定による裁判について、第二百八条の規定は当該裁判により命じられた情報の提供について、それぞれ準用する。

4 財産開示事件の記録中前項において準用する第二百八条第一項の情報の提供に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

#### 第一百六十七条の十八 債権者が第一百五十五条の二

第一項各号に掲げる義務に係る定期金債権を有する場合において、その一部に不履行があるときは、第三十条第一項の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち六月以内に確定期限が到来するものについても、前条第一項に規定する方法による強制執行を開始することができる。

（扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続等の申立ての特例）

#### 第一百六十七条の十九 第百五十五条の二第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

一 申立て人

二 債務者に対する第一百五十五条の二第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債

権者

三 債務者の財産について一般の先取特権（民法第三百六条第三号に係るものに限る。）を有することを証する文書を提出した債権者

四 債務者

五 当該情報の提供をした者

六 第二百十一条第二項の規定は、前項第二号又は第三号に掲げる者であつて、財産開示事件の記録中の第三項において準用する第二百八条第一項の情報の提供に関する部分の情報を得たものについて準用する。

7 第一项の規定による保管の費用は、執行費用と申立てがされたものとみなされた場合において、執行裁判所が第二百九十七条第三項に規定する財産開示期日における手続の実施又は第二項若しくは第二百六条第一項の規定による裁判を

してでもなお差し押さるべき債権を特定することができないときは、執行裁判所は、債権者に對し、相当の期間を定め、その期間内に差し押さえるべき債権を特定するために必要な事項の申出をしないときは、差押命令の申立ては、取り下げるものとみなす。

8 第五項（第六項後段において準用する場合を含む。）の規定により動産を売却したときは、明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があつたときは、引渡し期限が経過するまでの間に、占有者は、占有者（第一項の不動産等を占有する者であつて債務者以外のものをいう。以下この条において同じ。）に対して、第一項の申立てに基づく強制執行をすることができる。この場合において、第四十二条及び前条の規定の適用については、当該占有者を債務者とみなす。

9 第五十七条第五項の規定は、第一項の強制執行について準用する。

（明渡しの催告）

執行官は、不動産等の引渡し又は明渡しの催告をい。以下この条において同じ。）をすることができる。ただし、債務者が当該不動産等を占有していないときは、この限りでない。

又は明渡しの強制執行の申立てがあつた場合において、当該強制執行を開始することができるときは、次項に規定する引渡し期限を定めて、明渡しの催告（不動産等の引渡し又は明渡しの催告をい。以下この条において同じ。）をすることができる。ただし、債務者が当該不動産等を占有していないときは、この限りでない。

（不動産の引渡し等の強制執行）

不動産等（不動産又は人の居住する船舗等をい。以下この条及び次条において同じ。）

の引渡し又は明渡しの強制執行は、執行官が債務者の不動産等に対する占有を解いて債権者にその占有を取得させる方法により行

う。

2 執行官は、前項の強制執行をするため同項の不動産等の占有者を特定する必要があるとき

は、当該不動産等に在る者に対し、当該不動産等又はこれに近接する場所において、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 第一项の強制執行は、債権者又はその代理人が執行の場所に出頭したときに限り、することができる。

4 執行官は、第一項の強制執行をするに際し、債務者の占有する不動産等に立ち入り、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる。

5 執行官は、第一項の強制執行においては、そ

の目的物でない動産を取り除いて、債務者、そ

の代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の

従業者で相当のわきまえのあるものに引き渡さなければならない。この場合において、その

動産をこれらの人引き渡すことができないと

きは、執行官は、最高裁判所規則で定めるこ

とにより、これを売却することができます。

6 執行官は、前項の動産のうちに同項の規定によ

る引渡し又は売却をしなかつたものがあると

きは、これを保管しなければならない。この場

合においては、前項後段の規定を準用する。

7 前項の規定による保管の費用は、執行費用と

する。

8 第五項（第六項後段において準用する場合を含む。）の規定により動産を売却したときは、明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があつたときは、占有者は、明渡しの催告があつた

場合において、第四十二条及び前条の規定の適

用については、当該占有者を債務者とみなす。

9 第五十七条第五項の規定は、第一項の強制執

行について準用する。

（明渡しの催告）

執行官は、不動産等の引渡し又は明渡しの催告をい。以下この条において同じ。）

の催告があつた日から一月を経過する日とす

る。ただし、執行官は、執行裁判所の許可を得て、当該日以後の日を引渡し期限とすることができる。

（不動産の引渡し等の強制執行）

不動産等（不動産又は人の居住する船舗等をい。以下この条及び次条において同じ。）

の引渡し又は明渡しの強制執行は、執行官が債務者の不動産等に対する占有を解いて債

権者にその占有を取得させる方法により行

う。

2 執行官は、前項の強制執行をするため同項の不動産等の占有を特定する必要があるとき

は、当該不動産等に在る者に対し、当該不動

産等又はこれに近接する場所において、質問を

し、又は文書の提示を求めることができる。

3 第一项の強制執行は、債権者又はその代理人

が執行の場所に出頭したときに限り、すること

ができる。

4 執行官は、第一項の強制執行をするに際し、債務者の占有する不動産等に立ち入り、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分

をすることができる。

5 執行官は、第一項の強制執行においては、そ

の目的物でない動産を取り除いて、債務者、そ

の代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の

従業者で相当のわきまえのあるものに引き渡さ

なければならない。この場合において、その

動産をこれらの人引き渡すことができないと

きは、執行官は、最高裁判所規則で定めるこ

とにより、これを売却することができます。

6 執行官は、前項の動産のうちに同項の規定によ

る引渡し又は売却をしなかつたものがあると

きは、これを保管しなければならない。この場

合においては、前項後段の規定を準用する。

7 前項の規定による保管の費用は、執行費用と

する。

8 第五項（第六項後段において準用する場合を含む。）の規定により動産を売却したときは、明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があつたときは、占有者は、明渡しの催告があつた

場合において、第四十二条及び前条の規定の適

用については、当該占有者を債務者とみなす。

9 第五十七条第五項の規定は、第一項の強制執

行について準用する。

（不動産の引渡し等の強制執行）

不動産等（不動産又は人の居住する船舗等をい。以下この条及び次条において同じ。）

の引渡し又は明渡しの強制執行は、執行官が債務者の不動産等に対する占有を解いて債

権者にその占有を取得させる方法により行

う。

2 執行官は、前項の強制執行をするため同項の不動産等の占有を特定する必要があるとき

は、当該不動産等に在る者に対し、当該不動

産等又はこれに近接する場所において、質問を

し、又は文書の提示を求めることができる。

3 第一项の強制執行は、債権者又はその代理人

が執行の場所に出頭したときに限り、すること

ができる。

4 執行官は、第一項の強制執行をするに際し、債務者の占有する不動産等に立ち入り、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分

をすることができる。

5 執行官は、第一項の強制執行においては、そ

の目的物でない動産を取り除いて、債務者、そ

の代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の

従業者で相当のわきまえのあるものに引き渡さ

なければならない。この場合において、その

動産をこれらの人引き渡すことができないと

きは、執行官は、最高裁判所規則で定めるこ

とにより、これを売却することができます。

6 執行官は、前項の動産のうちに同項の規定によ

る引渡し又は売却をしなかつたものがあると

きは、これを保管しなければならない。この場

合においては、前項後段の規定を準用する。

7 前項の規定による保管の費用は、執行費用と

する。

8 第五項（第六項後段において準用する場合を含む。）の規定により動産を売却したときは、明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があつたときは、占有者は、明渡しの催告があつた

場合において、第四十二条及び前条の規定の適

用については、当該占有者を債務者とみなす。

9 第五十七条第五項の規定は、第一項の強制執

行について準用する。

（不動産の引渡し等の強制執行）

不動産等（不動産又は人の居住する船舗等をい。以下この条及び次条において同じ。）

の引渡し又は明渡しの強制執行は、執行官が債務者の不動産等に対する占有を解いて債

権者にその占有を取得させる方法により行

う。

2 執行官は、前項の強制執行をするため同項の不動産等の占有を特定する必要があるとき

は、当該不動産等に在る者に対し、当該不動

産等又はこれに近接する場所において、質問を

し、又は文書の提示を求めることができる。

3 第一项の強制執行は、債権者又はその代理人

が執行の場所に出頭したときに限り、すること

ができる。

4 執行官は、第一項の強制執行をするに際し、債務者の占有する不動産等に立ち入り、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分

をすることができる。

5 執行官は、第一項の強制執行においては、そ

の目的物でない動産を取り除いて、債務者、そ

の代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の

従業者で相当のわきまえのあるものに引き渡さ

なければならない。この場合において、その

動産をこれらの人引き渡すことができないと

きは、執行官は、最高裁判所規則で定めるこ

とにより、これを売却することができます。

6 執行官は、前項の動産のうちに同項の規定によ

る引渡し又は売却をしなかつたものがあると

きは、これを保管しなければならない。この場

合においては、前項後段の規定を準用する。

7 前項の規定による保管の費用は、執行費用と

する。

8 第五項（第六項後段において準用する場合を含む。）の規定により動産を売却したときは、明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があつたときは、占有者は、明渡しの催告があつた

場合において、第四十二条及び前条の規定の適

用については、当該占有者を債務者とみなす。

9 第五十七条第五項の規定は、第一項の強制執

行について準用する。

（不動産の引渡し等の強制執行）

不動産等（不動産又は人の居住する船舗等をい。以下この条及び次条において同じ。）

の引渡し又は明渡しの強制執行は、執行官が債務者の不動産等に対する占有を解いて債

権者にその占有を取得させる方法により行

う。

2 執行官は、前項の強制執行をするため同項の不動産等の占有を特定する必要があるとき

は、当該不動産等に在る者に対し、当該不動

産等又はこれに近接する場所において、質問を

し、又は文書の提示を求めることができる。

3 第一项の強制執行は、債権者又はその代理人

が執行の場所に出頭したときに限り、すること

ができる。

4 執行官は、第一項の強制執行をするに際し、債務者の占有する不動産等に立ち入り、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分

をすることができる。

5 執行官は、第一項の強制執行においては、そ

の目的物でない動産を取り除いて、債務者、そ

の代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の

従業者で相当のわきまえのあるものに引き渡さ

なければならない。この場合において、その

動産をこれらの人引き渡すことができないと

きは、執行官は、最高裁判所規則で定めるこ

とにより、これを売却することができます。

6 執行官は、前項の動産のうちに同項の規定によ

る引渡し又は売却をしなかつたものがあると

きは、これを保管しなければならない。この場

合においては、前項後段の規定を準用する。

7 前項の規定による保管の費用は、執行費用と

する。

8 第五項（第六項後段において準用する場合を含む。）の規定により動産を売却したときは、明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があつたときは、占有者は、明渡しの催告があつた

場合において、第四十二条及び前条の規定の適

用については、当該占有者を債務者とみなす。

9 第五十七条第五項の規定は、第一項の強制執

行について準用する。

（不動産の引渡し等の強制執行）

不動産等（不動産又は人の居住する船舗等をい。以下この条及び次条において同じ。）

の引渡し又は明渡しの強制執行は、執行官が債務者の不動産等に対する占有を解いて債



執行裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

8 執行官は、第六条第一項の規定にかかるわざ、子に対して威力を用いることはできない。子以外の者に対して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該子以外の者についても、同様とする。

9 執行官は、第一項又は第二項の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、債権者はその代理人に対し、必要な指示をすることができる。

#### (執行裁判所及び執行官の責務)

第一百七十六条 執行裁判所及び執行官は、第百七十七条 意思表示をすべきことを債務者に渡しの強制執行の手続において子の引渡しを実現するに当たつては、子の年齢及び發達の程度その他の事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないよう配慮しなければならない。

#### (意思表示の擬制)

第一百七十七条 意思表示をすべきことを債務者に命ずる判決その他の裁判が確定し、又は和解、認諾、調停若しくは労働審判に係る債務名義が成立したときは、債務者は、その確定又は成立の時に意思表示をしたものとみなす。ただし、債務者の意思表示が、債権者の証明すべき事実の到来に係るときは第二十七条第一項の規定により執行文が付与された時に、反対給付との引換え又は債務の履行その他の債務者の証明すべき事実のないことに係るときは次項又は第三項の規定により執行文が付与された時に意思表示をしたものとみなす。

2 債務者の意思表示が反対給付との引換えに係る場合には、債務者の証明すべき事実のないことに係る場合において、執行文の付与又はその提供のあつたことを証する文書を提出し、債務者に対し一定の期間を定めてその事実を証する文書を提出すべき旨を催告し、債務者がその期間内にその文書を提出しないときに限り、執行文を付与することができる。

#### 第一百七十八条及び第一百七十九条 削除

#### 第三章 抵当権の実行としての競売等

第一百八十条 不動産(登記することができない土地の定着物を除き、第四十三条第二項の規定により不動産担保権の実行としての競売等)

より不動産とみなされるものを含む。以下この

章において同じ。)を目的とする担保権(以下この章において「不動産担保権」という。)の実行は、次に掲げる方法であつて債権者が選択したものにより行う。

一 担保不動産競売(競売による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。)の方法

二 担保不動産収益執行(不動産から生ずる収益を担保債権の弁済に充てる方法による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。)の方法

二 担保不動産収益執行(不動産から生ずる収益を担保債権の弁済に充てる方法による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。)の方法

#### (不動産担保権の実行の開始)

第一百八十二条 不動産担保権の実行は、第一号の申立て又は第二号の文書若しくは電磁的記録の提出があつたときに限り、開始する。

一 担保権の登記(仮登記を除く。)がされた不動産についての不動産担保権の実行の申立て

#### (不動産担保権の実行の開始)

第一百八十三条 不動産担保権の実行の手続は、第一号の申立て又は第二号の文書(同号ハにあつては、文書又は電磁的記録)の提出があつたときは、停止しなければならない。

一 担保権の登記の抹消がされた不動産についての不動産担保権の実行の手続の停止の申立て

#### (不動産担保権の実行の手続の停止)

第一百八十四条 不動産担保権の実行の手続は、第一号の申立て又は同項第二号イからニまでに掲げる文書若しくは電磁的記録の提出があつたときは、執行裁判所は、既にした執行処分をも取り消さなければならない。

#### (不動産競売の開始決定)

第一百八十五条 不動産競売の開始決定に對する執行抗告又は執行異議の申立てにおいて提出された前二項に規定する文書又は電磁的記録の標目

一 第百八十二条に掲げる文書若しくは電磁的記録の標目

#### (開始決定に対する執行抗告等)

第一百八十六条 不動産担保権の実行の開始決定に對する執行抗告又は執行異議の申立てにおいて提出された前二項に規定する文書又は電磁的記録の標目

#### (開始決定に対する執行抗告等)

第一百八十七条 不動産競売の開始決定前に執行裁判所は、担保不動産競売における代金の納付による買受人の不動産の取得は、担保権の不存在又は消滅により妨げられない。

#### (代金の納付による不動産取得の効果)

第一百八十八条 不動産担保権の実行の手続は、第一号の申立て又は同項第二号イからニまでに掲げる文書若しくは電磁的記録の提出があつたときは、執行裁判所は、既にした執行処分をも取り消さなければならない。

#### (不動産担保権の実行の手続の停止)

第一百八十九条 不動産担保権の実行の手続は、第一号の申立て又は同項第二号イからニまでに掲げる文書若しくは電磁的記録の提出があつたときは、停止しなければならない。

#### (不動産競売の開始決定)

第一百九十条 不動産競売の開始決定に對する執行抗告又は執行異議の申立てにおいて提出された前二項に規定する文書又は電磁的記録の標目

項第二号ハに掲げる文書又は電磁的記録が提出されたときは、併せて、当該文書又は当該電磁的記録に記載され、又は記録されている事項であつてファイルに記録されているものに係る電磁的記録を相手方に送付しなければならない。

一 第百八十二条の申立てがあつた旨の表示又は不動産担保権の実行の申立てにおいて提出された同項第二号に掲げる文書若しくは電磁的記録の標目

一 第百八十二条の申立て又は同項第二号イからニまでに掲げる文書若しくは電磁的記録の提出があつたときは、執行裁判所は、既にした執行処立

二 不動産担保権の実行の手続の停止及び執

行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判

の謄本又は記録事項証明書

へ不動産担保権の実行の手続の一時の停止

を命ずる旨を記載した裁判の謄本又は記録

事項証明書

へ不動産担保権の実行を一時禁止する裁判の謄本又は記録事項証明書

二 不動産担保権の実行の手続の停止及び執

行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判

の謄本又は記録事項証明書

へ不動産担保権の実行を一時禁止する裁判の謄本又は記録事項証明書



示すべき期日をいう。以下同じ。)においてその財産について陳述をしたものであるときは、財産開示手続を実施する旨の決定をすることができない。ただし、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合は、この限りでない。

一 債務者が当該財産開示期日において一部の財産を開示しなかつたとき。

二 債務者が当該財産開示期日の後に新たに財産を取得したとき。

三 当該財産開示期日の後に債務者と使用者との雇用関係が終了したとき。

4 第一項又は第二項の決定がされたときは、当該決定(同項の決定にあつては、当該決定及び同項の文書の写し)を債務者に送達しなければならない。

5 第一項又は第二項の申立てについての裁判に対する抗告をすることができる。

6 第一項又は第二項の決定は確定しなければならない。

(期日指定及び期日呼出し)

**第一百九十八条** 執行裁判所は、前条第一項又は第二項の決定が確定したときは、財産開示期日を定め、執行裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所並びに申立て人及び開示義務者が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、財産開示期日における手続を行うことができる。

(音声の送受信による通話の方法による財産開示期日)

**第一百九十九条の二** 執行裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所並びに申立て人及び開示義務者が映像等の送受信による通話の方法による開示義務者の陳述)

**第一百九十九条の三** 執行裁判所は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、開示義務者に第百九十九条第一項の規定による陳述をさせることができる。

二 債務者(債務者に法定代理人、債務者が法人である場合は当該法定代理人、債務者が法人である場合は当該の代表者)

(財産開示期日) 開示義務者(前条第一項第二号に掲げる者をいう。以下同じ。)は、財産開示期日に出頭し、債務者の財産(第百三十二条第一号又は第二号に掲げる動産を除く。)について陳述しなければならない。

2 前項の陳述においては、陳述の対象となる財産について、第二章第二節の規定による強制執行又は前章の規定による担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項その他申立て人に関する事項を明示しなければならない。

3 執行裁判所は、財産開示期日において、開示義務者に対し質問を発することができる。

4 申立て人は、財産開示期日に出頭し、債務者の財産の状況を明らかにするため、執行裁判所の許可を得て開示義務者に対し質問を発することができる。

5 執行裁判所は、申立て人が出頭しないときである場合にあっては、その余の財産について陳述するこ

とを要しない。

6 前項の許可の申立てについての裁判に対してもは、執行抗告をすることができる。

(財産開示事件の記録の閲覧等の制限)

**第二百一条** 財産開示事件の記録中財産開示期日に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一 申立て人

二 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

三 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

四 債務者又は開示義務者(財産開示事件に関する情報の目的外利用の制限)

かかるらず、その余の財産について陳述するこ

とを要しない。

2 前項の許可の申立てについての裁判に対してもは、執行抗告をすることができる。

(債務名義の正本の提出)

**第二百二条** 申立て人は、財産開示手続において得られた債務者の財産又は債務に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従つて行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前条第二号又は第三号に掲げる者であつて、財産開示事件の記録中の財産開示期日に関する部分の情報を得たものは、当該情報を当該財産開示事件の債務者に対する債権をその本旨に従つて行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(強制執行及び担保権の実行の規定の準用)

**第二百三条** 第三十九条及び第四十条の規定は執行力のある債務名義の正本に基づく財産開示手続について、第四十二条(第二項を除く。)の規定は財産開示手続について、第百八十二条及び第百八十三条の規定は一般の先取特権に基づく財産開示手続について準用する。

(第二節 第三者からの情報取得手続)

2 第二節の規定による債務者の財産に係る情報の取得

3 第二節の規定による債務者の財産に係る情報の取得

4 第二節の規定による債務者の財産に係る情報の取得

5 第二節の規定による債務者の財産に係る情報の取得

(管轄)

**第二百四条** この節の規定による債務者の財産に係る情報の取得に関する手続(以下「第三者から情報取得手続」という。)については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときはこの節の規定により情報の提供を命じられるべき者の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

(債務者の不動産に係る情報の取得)

**第二百五条** 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める

一 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

2 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

3 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

4 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

5 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

6 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

7 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

8 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

9 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

10 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

11 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

12 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

13 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

14 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

15 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

16 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

17 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

18 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

19 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

20 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

21 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

22 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

23 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

24 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

25 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

26 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

27 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

28 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

29 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

30 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

31 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

32 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

33 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

34 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

35 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

36 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

37 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

38 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

39 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

40 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

41 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

42 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

43 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

44 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

45 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

46 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

47 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

48 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

49 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

50 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

51 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

52 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

53 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

54 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

55 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

56 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

57 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

58 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

59 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

60 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

61 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

62 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

63 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

64 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

65 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

66 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

67 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

68 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

69 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

70 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

71 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

72 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

73 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

74 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

75 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

76 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

77 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

78 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

79 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

80 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

81 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

82 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

83 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

84 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

85 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

86 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

87 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

88 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

89 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

90 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

91 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

92 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

93 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

94 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

95 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

96 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

97 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

98 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

99 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

100 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

101 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

102 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

103 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

104 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

105 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

106 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

107 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

108 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

109 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

110 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

111 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

112 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

113 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

114 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

115 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

116 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

117 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

118 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

119 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

120 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

121 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

122 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

123 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

124 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

125 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

126 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

127 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

128 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

129 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

130 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

131 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

132 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

133 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

134 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

135 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

136 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

137 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

138 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

139 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

140 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

141 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

142 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

143 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

144 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

145 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

146 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

147 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

148 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

149 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

150 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

151 市町村 債務者が支払を受ける地方税法

152 市町村 債務者が支払を受ける地方税法



四 第百六十八條第二項の規定による執行官の

**(競売法の廃止)**  
**第二条** 競売法（明治三十一年法律第十五号）は、廃止する。

付与申立事件に関する申立て等について準用する。

条第一項の申立て（同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。以下この号において同じ。）がされた場合において、

記載した文書を提示した債務者又は同項に規定する不動産等を占有する第三者

**第四条** (新規に付す) この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件については、なお從前の例による。この法律の施行前にした前条の規定による改正前の民事訴訟法又は附則第二条の規定による廃止前の競売法の規定による執行処分その他の

行為は、この法律の適用について、この法律の相当規定によつてした執行処分その他の行為

とみなす。

行の際、現に裁判所に係属し、又は執行官が手  
り扱っている事件の処理に関し必要な事項は

最高裁判所規則で定める。  
(特例執行文付与申立事件に適用する規定)

## **第五条** 民事訴訟法等の一部を改正する法律(ヘ) 昭和三〇年四月二十八日施行の日、 民事訴訟法等の一部を改正する法律(ヘ)

和四年法律第四十八号)の施行の日から民事關係手続等における情報通信技術の活用等の推進

を図るための関係法律の整備に関する法律（昭和五年法律第五十三号）の施行の日の前日まで

の間に開始された執行文の付与の申立てに係る事件（申立てに係る債務名義に係る電磁的記録）

事件の記録は、事件の発生場所に付随する書類の記録が、ファイルに記録されたものである場合に限る。以下、「裁判執行文付事件登録」といふ。

以下「特例執行文付与申立事件」という  
については、第十五条の二、第十六条第五項又

び第十九条の二から第二十条までの規定は適用せず、次条から附則第十条までに定めるところ

(特例執行文付与申立事件) こ関する裁判所による。

（物價執行、工作、人事任免に関する事務所に於ける執行の申立て等）  
する電子情報処理組織による申立て等）

**第六条** 特例執行文付与申立事件における申立の他の申述（以下「特例執行文付与申立事件」）

に関する申立て等」という。)のうち、当該特例執行交付与申立事件に関する申立て等に関する

るこの法律その他の法令の規定により書面等をもつてするものとされてゐるものであつて、此

判所に對してするもの（当該裁判所の裁判長受令裁判官、受毛裁判官又は裁判官等）。

受命裁判官 受託裁判官又は裁判所書記官にしてするものを含む。)については、当該法への規定にかかわらず、最高裁判所規則で定め

の規定によるところにより、最高裁判所規則で定める電子機器を用いて当該書面等に記載する。

報処理組織を使用して当該書面等に記載すべき事項をファイルに記録する方法により行うこと

2 ができる。

記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

の性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第二百九条の四第一項中「第一百三十二条の十一第一項各号」とあるのは、「民事執行法附則第七条第一項各号」と読み替えるものとす

附 則（平成一二年一月二九日法律第  
一三〇号）抄  
(施行期日)  
この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

及び配当異議の申出をした債権者又は債務者が旧民事執行法第九十条第六項の規定による証明書等をすべき期限については、なお従前の例によること。

附 則（平成元年二月二日法律第九号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十五年一月六日から施行する。  
**(その他の経過措置の政令への委任)**  
**第八十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

定による改正後の民事執行法の規定の適用については、同法の相当規定によつてした執行処分その他の行為とみなす。

## 二 標示等の記録媒体を提出する方法により次条において準用する民事訴訟法第百三十三条第一

**第一条** この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）

ては、第三条の規定による改正後の民事執行法 第百三十二条の規定にかかわらず、なお従前の

事訴訟法第二百三十三条の二第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該申立てが却下されたとき又

**第一條** この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。  
**附 則** (平成八年六月二六日法律第一〇八号) 抄  
**(施行期日)**

その他の経過措置の政令への委任  
**第三条** 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

の民事執行法第二百五十七条の二第一項各号に掲げる義務についての金銭債権を請求する場合における差し押さえてはならない債権について

四 次条において準用する民事訴訟法第一百三十三条の三第一項の規定による決定があつた場合において、裁判所が必要があると認めるとき

5 (検討) 政府は、この法律の施行後五年を目途とし

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第十三條** 施行日前に破産宣告があつた場合における破産法（大正十一年法律第七十一号）第六

民事訴訟法第百三十二条の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定により書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は

を加え、その結果に基づいて必要が指揮を譲るるものとする。

(これらの規定を旧民事執行法第百八十八条において準用する場合を含む。) 又は旧民事執行

**第十四条** 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特例執行文付与申立事件に関する民事訴訟法の準用)

1  
（施行期日）  
二八号抄

**第九条** 施行日前に旧民事執行法第七十八条第四項後段の異議の陳述又は申出があつた場合における差引き納付に関する経過措置

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第十条** 附則第六条から前条までに定めるもののほか、特例執行文付与申立事件については、そ

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

項後段の異議の陳述又は申出があつた場合においては、該買受人が同項後段の金額を納付すべき期限

附 則（平成一六年五月一二日法律第四  
五号）抄





第八十七条中犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)第四十四条の改正規定(「第八十七条」の下に、「第八十七条の二」を加える部分に限る)、附則第八十八条、第九十三条、第九十六条及び第三百三条の規定並びに附則第百十八条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事裁判手続の特例に関する法律(平成二十一年法律第九十六号)第五十三条の改正規定(「第八十七条」の下に、「第八十七条の二」を加える部分に限る)、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

**第一百二十四条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

**第一百二十六条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の民事訴訟法その他の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄 (施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年四月二八日法律第一五号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年四月二八日法律第一六号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（令和五年四月二八日法律第一七号）抄

附 則（令和五年四月二八日法律第一七二号）抄  
（施行期日）  
第六条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
（罰則に関する経過措置）

号附則（令和五年六月一四日法律第五三

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

蜀川二閱一

**(罰則に関する経過措置)**

八〇二

**第二百二十五条** この附則に定めるもののほかこの法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
**(検討)**

1

号 |

(施行期日) 指定

---

— 1 —

（施行期日）  
号抄  
附則  
（令和五年四月二八日法律第一五  
五百条の規定 公布の日

1

附 則（令和五年四月二八日法律第一六  
号）  
本件は、前項の規定による政令の定めに付する。但し、前項の規定による政令の定めに付する。但し、前項の規定による政令の定めに付する。

1

**第一条** (施行期日) この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、附則第十六条から第十八条

まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日か

ら施行する。

## (民事執行法の一部改正に伴う経過措置)

## **第七条 第一条の規定による改正後の民事執行法**

## 第一百六十七條の十七（同法第一百九十三條第二項）

において準用する場合を含む。) の規定は、施

行田以後に申し立てられる民事執行の事件につ

て適用し、施行日前に申し立てられた民事執

行の事件についへては、なお従前の例による。

行の事作はりては

(政令への委任)  
**第十六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めること。

別表第一 (第二十条関係)		第十九条		（政令への委任）	
二条第一項本	第一条第一項本	文	第三条	第二百十一条 だし書	第二百十一条 だし書
前条の規定による措置 を開始した	前条の規定による措置 を開始した	裁判所書 記官が送 達すべき 書類を保 管し、い つでも送 達を受け るべき者 に交付 るべき旨 の掲示場 を始めた	記載	記載又は記 録	第一百一 条の規定 による措 置を開始した

項 二 十 第 百 二 の 六	項 二 十 第 百 一 の 六	四 項 十 条 第 百 六	三 項 十 条 第 百 六	一 項 百 六 十 条 第 百 六	二 項 百 三 十 二 条 第 二 百 五	第一項 の 三 第 百 三 十三 条 第 三 第 百 三 記載され、又は記録さ れた書面又は電磁的記 録
録して その旨をフ アイルに記 りた電子調 書の内容	当該電子調 書	子調書	アイルに記 録された電 子	前項の規定 によりフア イルに記録さ れた電子調書の 内容に	最高裁判所規則で定め るところにより、電子 調書（期日又は期日外 における手続の方式、 内容及び経過等の記録 及び公証をするために この法律その他の法令 の規定により裁判所書 記官が作成する電磁的 記録をいう。以下同じ 。	又は電磁的記録その他 これに類する書面又は 電磁的記録
成して 調書を作	載	調書の記	當該調書	て 載 調 書 の 記	調書	方法 る書面 に類す れに その他こ 始めた の掲示を

第百二条 第二項	第十八 条	第三百五十五条（第三 百七十四条第二項）に規定する電子判決書又は電子調書	第二百五十五条（第三 百七十四条第二項）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」の規定による	第一条第一項	第三百十 三条 第一項 だし書	第二百十 一条 第一項 だし書	第百十 一条 第一項 だし書	前条の規定による措置を開始した
					記載又は記録	書類又は電磁的記録	記載	書類

